令和８年（ヒ）第３００２号

群馬県吾妻郡東吾妻町大字大戸１５９９番地１
清算株式会社　株式会社ＨＡＲ
代表清算人　萩原勲

１　決定年月日　令和８年５月２１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

前橋地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第９号

新潟県十日町市松之山湯本55番地１
清算株式会社　株式会社ガイドライン整理ＭＴＹ
代表清算人　小野塚　健一

１　決定年月日　令和８年５月22日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　利息・遅延損害金の免除

協定債権のうち、下記「協定債権額（元本額）」に含まれていない未払の利息債権及び遅延損害金請求権については、本認可決定確定時に全額免除を受ける。

２　弁済の場所及び端数の処理

⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

３　特則

債権者小野塚健一は、債権を全額放棄する。

第２　協定債権の弁済

１　弁済及び免除

本協定認可決定確定後２週間以内に、清算株式会社は、下記のとおり、2024年９月11日付「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく事業再生計画に基づいて、残余財産を協定債権の元本額により按分してプロラタ弁済し、その余の協定債権につき免除を受ける。

２　免除

協定債権のうち、後記に記載されていない協定債権は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

（別表省略）

以上

新潟地方裁判所高田支部

再生債権の特別調査期間

小規模個人再生による再生手続開始